

R 8 年度 津南町立津南小学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成 25 年に「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号、以下「法」）」が制定され、同法第 13 条に基づき、学校におけるいじめ防止基本方針の策定とそれに基づく対策を実施し、毎年見直し、更新してきた。

平成 29 年 3 月に国の「いじめ防止等の基本的な方針」の改定、令和 2 年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（以下「条例」）の制定、令和 3 年 7 月に「新潟県いじめ防止基本方針」の改定、これらの改定等を踏まえ令和 5 年 3 月に「津南町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」）が改定された。これらを受けて、令和 5 年 8 月に津南町立津南小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」）を見直し改定する。

1 いじめ防止の基本的な考え方と関連する基本的事項

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

したがって、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかななくてはならない。また、いじめ問題への取組の重要性について、家庭、地域への認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが肝要である。

子どもたちがいじめによって、悲しい思い、つらい思いをしないよう、いじめの未然防止のための教育活動を基盤に、早期発見、早期解決のための「チーム津南小」の組織・体制を構築して、全職員が一丸となって取り組んでいく。

(1) いじめの定義（「法」第 2 条、「条例」第 2 条より）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。（「町基本方針」第 1-1-(1)より）

※具体例として、

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめ類似行為の定義（「条例」第2条2項より）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が該当行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

※具体例として、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がその事実を知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。（「町基本方針」第1-1-(2)より）

(3) いじめ等の対策の基本理念（「条例」第3条より）

- ①いじめ等の対策は、いじめ等が全ての児童等に関係する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- ②いじめ等の対策は、全ての児童等がいじめ等を行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- ③いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者の連携の下、いじめ等の問題を克服することを目指して行わなければならない。
- ④いじめ等の対策は、児童等の規範意識が養われるとともに、児童等が当該対策の当事者としての自覚を持ち、主体的かつ積極的に行動することができるように育まれることを旨として行わなければならない。
- ⑤いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の心情を尊重した対応及びその保護者に対する必要な支援並びにいじめ等を行った児童等に対する指導及びその保護者に対する必要な助言を適切かつ迅速に行われることを旨として行わなければならない。

(4) いじめの禁止（「法」第4条、及び「条例」第4条より）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(5) いじめに対する措置《学校等の各種義務》（「法」第23条より）

①《いじめを学校へ通報すること》

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

②《事実を調査すること》

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

③ 《いじめ解消に向けて支援すること》

学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

④ 《別室学習等の配慮をすること》

学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 《保護者間の紛争予防の配慮をすること》

学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑥ 《悪質な場合、警察へ通報すること》

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(6) 学校及び学校の教職員の責務（「条例」第7条より）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(7) 保護者の責務（「条例」第8条より）

①基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

②保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

③保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

(8) 児童等の役割（「条例」第9条より）

①児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び

互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

- ②児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

2 学校のいじめ防止等のための基本的な対策

(1) いじめ防止等のための取組方針

①いじめの防止

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」こと
の理解を、発達の段階に応じて促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在
と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う
人間関係を構築する能力を養う。

イ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに
適切に対処できる力を育む。

ウ 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童の「居場所づく
り」を進めるとともに、児童の「絆づくり」を通して、自己有用感や自己肯定感
を味わうことができる学校生活づくりに努める。

エ いじめの問題への取組の重要性について、家庭や地域に認識を広め、家庭、地
域と一体となって取組を推進するための普及啓発を推進する。

②いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての職員が連携
し、児童の小さな変化に気付く力を高める。

イ いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることも認識し、小さ
な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関
わりをもち、積極的にいじめを認知する。

ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児
童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見
守る。

③いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やい
じめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して
事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や町教
育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図る。

イ 学校職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を
深めておくとともに組織的に対応する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

①設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する対策を実効的に行うた
めに「いじめ対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」
という。）を設置する。

②構成員

校長、◎教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学校訪問相談員、スクールカ

ウンセラー（以下「SC」）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）、関係担任（学年主任、学級担任等）

＊認知したいじめ事案の態様に応じて、管理職を含めた複数名で対応する。

＊即時対応及び教育委員会への速報・経過報告のため、リーダーを教頭とする。

③役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係わる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 家庭・地域との連携

①PTA総会や学校運営協議会において、いじめの防止等に関する学校基本方針をはじめ具体的な取組について伝え、共通理解、意識啓発を行う。

②PTAや学校運営協議会、地域の団体等と必要に応じ、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した対策を推進する。

③学校ホームページや学校だより等で情報発信及び基本方針の周知を図る。

(4) 関係機関との連携

①警察、児童相談所、医療機関、中越教育事務所（SC、SSW）

※警察との連絡員（担当）：教頭（又は生活指導主任）

②町教育委員会（以下「町教委」）、民生児童委員、「育ネットつなん」との連携

③保小中の連携

3 学校のいじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

①道徳教育の充実（教育計画「道徳教育に関する全体計画」）

②人権教育、同和教育の充実（教育計画「人権教育、同和教育全体計画」）

③「ハートぽかぽかカード」の通年の活用と「ぽかぽか活動」に関連した教育活動の実施

④子どもが主役の授業づくり（校内研究テーマ）

⑤全校集会「こんなときどうする劇団（ソーシャルスキルトレーニング）」の実施

⑥全校縦割り班（みゆき班）活動、学年に応じた異学年交流の実施

⑦児童の運営による「いじめ見逃しゼロスクール集会」「みゆきっこ祭り」等

⑧日常的な職員間の連携・情報交換（毎週の職員終会、定例の児童理解の会等）

⑨中学校区で連携した社会性の育成（あいさつ運動、集合学習、町みらい教室、親善大会に向けた合同練習会等）

(2) いじめの早期発見のための取組

①「津南町いじめ防止ガイド」「不登校予防のための早期対応マニュアル」の活用

②いじめ相談・通報窓口の設置

③定期アンケートの実施

- ・年2回（6、10月）の「Q-Uアンケート+心のアンケート」実施と教育相談
- ・毎月10日の「教えてアンケート（持ち帰り式）」の実施
- ・いつでも書けるカードの設定
- ※アンケートや聞き取りメモの保管

④教育相談の充実

- ・年2回Q-Uアンケート後の一斉実施
- ・適時（日常的に必要なに応じ随時。「教えてアンケート」後の実施等）

⑤日常の観察と全職員の情報共有と情報交換

- ・毎週、職員終会（木曜日）での情報共有（緊急案件を中心に）
- ・毎月1回（第4木曜日）「なじょだね終会」（学級の状況及び配慮を要する児童の共通理解）
- ・5月の「子どもを語る会」 9月の「学級づくりを語る会」

(3) ネット上のいじめへの対応・取組

①情報モラル教育の実施（教育計画「情報教育全体計画」「情報モラル指導」）

- ・道徳や特別活動などを通じての情報モラル教育等の指導の充実

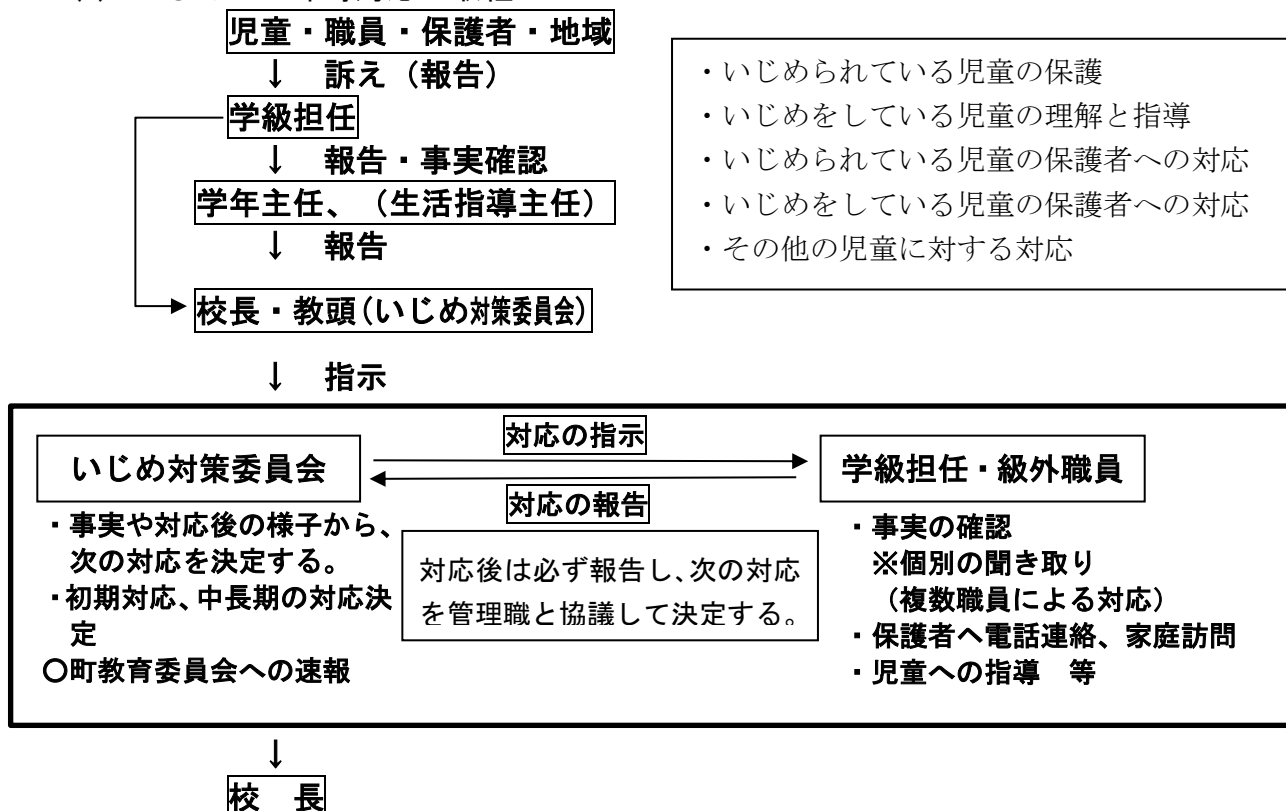
②携帯電話やインターネット利用に係る実態把握

- ・状況に応じて、対応・対策の周知と関係機関との連携

③家庭への啓発活動

- ・PTA総会や懇談会、各種研修会等の実施・活用
- ・学年・学級だよりや学校だより等による啓発

(4) いじめへの即時対応の取組



○学校だよりや保護者会等で、事実の発生と再発防止の理解と協力を要請

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間(2週間程度)連続して欠席しているような場合なども含む。)

(2) 重大事態発生時の対応

- ①町教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。
- ②学校が調査主体となった場合の対応
 - ・組織による調査体制を整える。
 - ・組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を町教委に報告する。
 - ・町教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ③学校の設置者が調査主体となった場合の対応
 - ・設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
- ④児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。